

報道関係者 各位

令和 7 年 9 月 3 日

【照会先】

秋田労働局労働基準部賃金室

室 長 佐 藤 博 幸

賃金指導官 我 妻 一 広

(電話) 018 (883) 4266 (内線 331)

秋田地方最低賃金審議会（令和 7 年度第 5 回）の開催について

秋田地方最低賃金審議会（会長 臼木智昭）は、第 5 回秋田地方最低賃金審議会を下記の日時に開催します。

今回の審議会では、秋田県最低賃金改正決定に係る異議等の申出の取扱い、特定最低賃金に関する特別小委員会の報告（特定最低賃金改正決定の必要性の有無）等についての審議を予定しています。

記

1 日 時 令和 7 年 9 月 10 日（水）午前 10 時 30 分～

2 場 所 秋田県社会福祉会館 展示ホール（2 階） 秋田市旭北栄町 1－5

3 議 題

（1） 秋田県最低賃金の改正決定に係る異議等の申出の取扱いについて

（2） 秋田県特定最低賃金に関する特別小委員会報告及び
改正決定の諮問について

（3） その他

4 傍聴等申込要領及び注意事項

（1） 傍聴を希望する報道関係者は、住所、氏名、電話番号及び所属を明記の上、下記の宛先まで電子メールにてお申し込みください。

※締切：令和 7 年 9 月 8 日（月）17 時必着

秋田地方最低賃金審議会事務局（秋田労働局労働基準部賃金室内）

E-mail：chinginshitsu-akitakyoku@mhlw.go.jp（@以下はエム、エイチ、エル、ダブルユー）

（2） 会場の収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合には抽選とさせていただきます。抽選の結果、傍聴できない方に対しましては、個別に御連絡させていただきます（傍聴可能な方については、特段御連絡いたしません。）

（3） カメラ撮りは冒頭のみとさせていただきます。